

議題②

廃自動車の通報から撤去までの実務について

放置されている自動車の通報・発見・相談があった場合、京都市自動車放置防止条例（以下「条例」という。）に基づいて以下のとおり処理を行っていく。

① 場所の確認 [条例第7条第2項]

公共の用に供する場所

道路（認定道路，里道等）

土木事務所で対応

本市管理地（道路以外）

国・府等の管理地



それぞれ管理しているところが対応する。

公共の用に供する場所以外(私有地・私道)

土地所有者等で処理をお願いする。ただし，所有者不明の場合や私道でも安全通行の確保等に著しい支障がある場合，自転車政策課と協議する。

条例第9条，12条第2項，14条に基づき，京都市廃自動車認定等委員会の意見を聴いたうえで，公共の用に供する場所と同様の処理ができる場合がある。

② 現地調査 [条例第8条]

京都市廃自動車認定基準（以下「認定基準」という。）に基づきチェックし，廃自動車と認定できる場合は，以下の作業を進める。

写真撮影

全体（前，横，後面，チェック項目）

放置時期・状況の確認

必要に応じて周辺の聞き取り調査

③ 放置自動車等確認台帳兼廃自動車等撤去・処理確認台帳を作成，認定基準のチェック項目に必要事項を記入

④ 警告書貼付 [条例第9条]

警告書を貼付する。

ただし、ナンバーあり車の場合は、道路交通法等での対応もあるため必要に応じて、所轄警察署と協議してから貼付する。

また、認定基準に該当すると思われるが、微妙な場合や認定保留とする場合
※様式 12, 13
等処理に時間を要する場合は、要望者や地元対策として調査中等を貼付する。

⑤ 所有者、事件性の確認

廃自動車の該当性及び事件性の有無

ナンバーがない場合 所轄警察署に廃自動車照会

ナンバーがある場合 所轄警察署に廃自動車照会を行うとともに

登録・車検関係を調査

陸運事務所，軽自動車検査協会に照会

照会書に必要事項を記入し，放置場所の位置図，写真及び回答返信用の封筒（切手貼付）を郵送する。

⑥ 警察署等から回答

警察署 : 廃自動車の該当性について

陸運事務所等 : 自動車検査証の謄本

※ 所有者が不明で廃自動車の該当性すると同意を得られた場合 ⑦へ
所有者（使用者優先）が判明した場合は，⑫へ

⑦ 再調査し，認定基準（再調査）のチェック項目に必要事項を記入する。

警察署等関係機関からの回答も整い，廃自動車認定を依頼する直前に再調査を行う。ただし，警告書貼付日から2週間経過してから行うこと。

⑧ 廃自動車認定等を自転車政策課へ依頼

廃自動車認定等依頼書に再調査した廃自動車認定基準，位置図，写真，警察署等からの回答を添付し，自転車政策課に依頼

⑨ 廃自動車の認定（決定者 自転車政策課長）

自転車政策課長が廃自動車等の認定を決定し，自転車政策課が撤去業者に連絡する。

⑩ 撤去準備

土木事務所と業者で撤去日程を設定
ただし，必要に応じて警察の立会いを依頼
また，車内に一般ごみがある場合，まち美化事務所と協議

⑪ 撤去作業

車台番号及び事件性の確認は警察に一任する。

警察が車台番号照会確認後，撤去作業開始
ただし，事件性がある場合は撤去を保留する。

撤去状況（車体が浮いた状態）を撮影し，廃自動車引渡書に貼付して業者に渡す。

放置自動車等確認台帳兼廃自動車等撤去・処理確認台帳を作成

自転車政策課へ台帳の写しを送付

⑫ 放置者本人(使用者優先)が判明した場合

撤去（移動）を指導する。

本人と連絡が取れない場合や所有権を放棄する意思がある場合は、対処方法を自転車政策課と協議する。

撤去警告書を郵送（配達証明）する。

処理できない場合、

撤去勧告書

撤去勧告することは、以下の撤去費用の請求まで行うことになるため、そこまでの対応ができるように関係部署と十分調整したうえで行うこと。

撤去命令書

命令違反で警察に告発

罰金（20万円以下）の適用

本市で移動・撤去して、費用を請求